

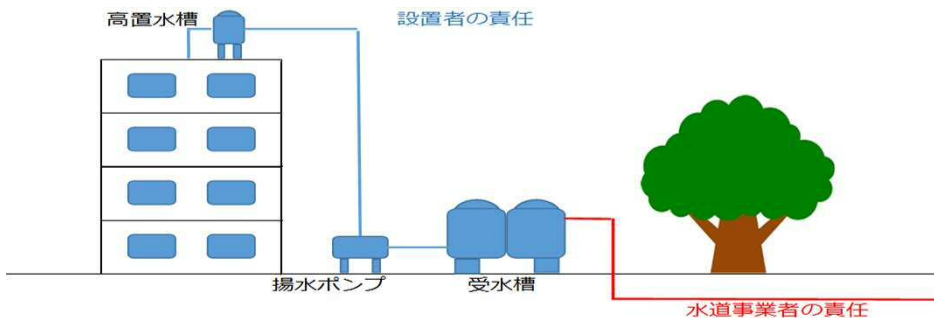
貯水槽清掃は、お任せください！

1. 事故が起きてからでは許されない！知らなきゃマズイ、貯水槽の清掃

貯水槽とは水道水を貯蔵するタンクのことです。「受水槽」「高置水槽」「圧力水槽」に大別されます。
貯水槽(受水槽・高架水槽)の設置者は1年以内に1回、点検清掃などの維持管理をする必要があります。
清掃の作業工程を記録し保管します（5年間は必ず保管）。
また、修理・入替・新設の場合は清掃を行うよう定められています。
長期滞水その他異常があった場合は、必要に応じて清掃を行うよう定められています。

水道法により年1回以上、貯水槽清掃と水質検査は義務付けされています

水道法では、貯水槽の有効容量の合計が10tを超える給水設備を「簡易専用水道」と定義しています。
「簡易専用水道」の設置者には法律上、年1回以上の貯水槽清掃、水質検査等の管理が義務付けられています。
10t以上という分譲マンションやオフィスビルが該当します。また、賃貸の場合は殆どの場合が10t未満ですが、有効容量の合計が10tを超えない場合でも「簡易専用水道」に準じた貯水槽清掃、水質検査の管理をしなければなりません。



貯水槽管理で気を付けなければいけないのが

「水質の管理」と「貯水槽自体の管理」

貯水槽が適切に管理していないと水質が悪化してしまいます！

皆様の飲み水でもある貯水槽は管理に気を付けなければなりません。「水質の管理」と「貯水槽自体の管理」は密接に関連しており、貯水槽が適切に管理されていないと内部で水質が悪化してしまうことが想定されます。そのためには、貯水槽を常に衛生的な状態に保つことが大切になってきます。

一般的な点検事項としては

- 1・貯水槽の周囲が清潔であり、ごみや汚物等が置きっぱなしになっていないか。
- 2・貯水槽にひび割れや亀裂が入っていないか。
- 3・貯水槽の壁面の汚れ、異物がないか。
- 4・貯水槽の外壁が劣化していることによって光が透過している状態でないか。
- 5・雨水、汚水等が入り込む隙間がないかどうか。

簡易専用水道の設置者は検査を受けなかった場合には、
罰則が適用される場合がございます。

第34条の2第2項の規定に違反した者は

100万円 (水道法54条 第8号) 以下の罰金に処す

この罰金は**管理会社、施設責任者**または**オーナー様**に課せられます。

法廷検査を実施しなかった場合には、100万円以下の罰金に課せられます（水道法54条 第8号）。
この罰金は管理会社、施設責任者またはオーナー様に課せられます。

水道法第54条

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

第34条 2 第 2 項の規定に違反した者

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2及び、水道法施行規則第56条により、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関により1年に1回以上（水道法施行第55条）の検査を受ける必要があります。

水道法第34条の2

1. 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。
2. 簡易専用水道の設置者は、該当の簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関または、厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行第55条

法第34条の2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準は次の各号に掲げるものとする。

1. 水槽の掃除を1年内ごとに1回、定期に行うこと。
2. 水槽の点検など有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

水道法施行第56条

法第34条の2第2項の規定による検査は1年以内ごとに1回とする。

2. 検査のその他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

水道法に定める規制のほかには設置者には各自治体で定める基準に基づく管理指導をされる場合があります。

2. 貯水槽清掃のメリット



- ① 毎日飲む水だから
年1回以上の貯水槽清掃と水に異常がないか水質検査をします。
- ② 貯水槽の現状把握
貯水槽の周囲をチェックします。貯水槽の壁の亀裂、虫が入らないように防虫網の有無、貯水槽のふたの施錠チェックなど貯水槽が衛生的に使えるように点検を行います。

3. 作業責任者と使用器具

貯水槽清掃作業監督者又はそれと同等の者を責任者とし作業を行います。

使用器具は貯水槽清掃専用の物とし他の作業には使用せず、使用器具は専用の保管庫に鍵を掛け衛生的に保管します。

4. 作業着

作業者は作業日前の入浴、作業直前の手の洗浄消毒を行います。
また、6ヶ月以内に1回、検便検査を行いその結果を報告書に添付します。
作業当日、健康状態不良の者は作業に従事させないようにします。

5. 清掃作業準備

貯水槽清掃専用の使用器具を使用前に洗浄消毒をします。
専用の作業着を作業現場にて着用します。
清掃前に給水栓末端の残留塩素を測定し、同時に臭い・味・色・濁りの有無を確認します。

6. 清掃作業

- ① 受水槽の入水バルブを閉めます。
- ② 排水弁又は排水ポンプより排水します。（マンホールは開放しておく）
- ③ 清掃前の汚れ状況を写真撮影します。
- ④ スポンジ・タワシ等で槽内の水あかバクテリア等の除去清掃を行います。
(汚れのひどい場合は貯水槽清掃専用洗剤を使用し確実に汚れを落とします)
- ⑤ 槽内の給水管等の錆を落とし必要に応じては修理を行います。（別途費用が掛かります）
- ⑥ 槽内の洗浄残水は確実に除去します。
- ⑦ 清掃後の写真撮影をします。（清掃前と同じアングルで撮影）
- ⑧ 槽内に作業用具の置き忘れ異物等の有無を確認します。

- ※1 槽内器具の点検とはポールタップや電極棒等を指し、経年劣化等で不具合が無いかを行います。交換の必要がある場合は管理者様へご連絡致します。交換の場合は別途費用がかかります。
- ※2 断水時間は現場の貯水槽の大きさによって異なります。おおむね2～3時間程度を想定願います。
- ※3 水質検査は別途費用がかかります。ポールタップや電極棒、ポンプ交換なども別途、お見積りを承ります。
- ※4 作業中に警報が鳴ることがありますので、警備会社と連動させている場合は事前のご連絡をお願い申し上げます。また、作業前または当日にカギを拝借します。ご用意をお願い致します。
- ※5 貯水槽清掃作業は、原則的に弊社協力会社が実施いたします。

7. 消毒

- ① 次亜塩素酸ナトリウム 100mg/ℓ 溶液又は、同等の消毒液で消毒し、その後30分間以上放置します。
- ② 30分間以上放置後、再度消毒液で仕上げ消毒を行い、更に30分間以上放置をします。
- ③ 消毒終了後、再度水洗いをしてから水張りをを行います。

8. 清掃順序と清掃後の点検

- ① 清掃作業は貯水槽⇒高架水槽の順番で行います。
- ② 給水ポンプ・警報盤等の操作盤の復旧確認を確実にを行います。
- ③ 給水栓から水が出る事を確認します。
- ④ 給水栓より十分に放水した後、水質検査を行い異常のない事を確認します。
 - ・濁度 2度以下
 - ・色度 5度以下
 - ・残留塩素 0.2mg/ℓ 以上
 - ・臭気 異常でない事
 - ・味 異常でない事
- ⑤ 検査機関に依頼する水質検査水（水道法9項目、建築物衛生法10項目等）の採水を行います。（別途費用が掛かります）

貯水槽清掃車両



酸素濃度測定中



槽内換気中



槽内清掃中



槽内消毒中



使用器具消毒中

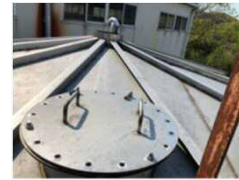
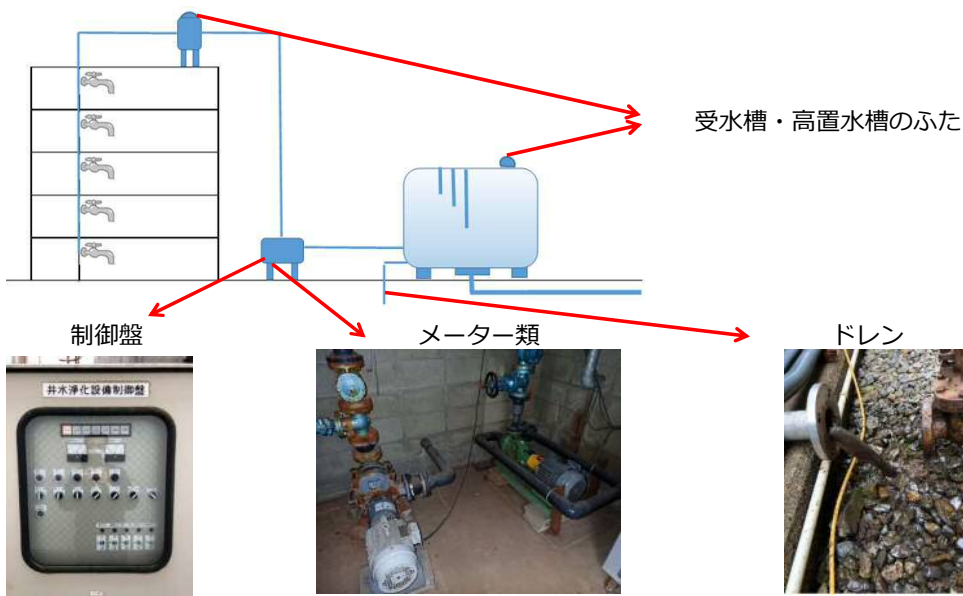


底面清掃前



底面清掃後





9. 報告書の作成

- ① 次の内容を入れた報告書を作成します。
- ・建築物の名称、所在地
 - ・清掃作業年月日、天気、作業時間、断水時間
 - ・清掃作業監督者名、作業従事者名
 - ・検便検査結果報告書
 - ・槽の材質、容量
 - ・槽内外の点検結果
 - ・使用消毒剤と希釈濃度
 - ・簡易水質検査結果
 - ・作業前後の写真
 - ・検査機関に依頼した水質検査結果表（別途）

10. 貯水槽清掃は

受水槽 + **高架水槽** + **水質検査**
 (設置してあれば) のセット料金で出します。

貯水槽清掃料金

貯水槽容量	サイズ	金額 (税別)
7	t	35,000
10	t	50,000
15	t	70,000
20	t	80,000
25	t	90,000
30	t	100,000
40	t	110,000
50	t	120,000
60	t	130,000
70	t	140,000
80	t	150,000
90	t	160,000
100	t	別途お見積り

高架水槽清掃料金

※同日清掃料金となります

高架水槽容量	金額 (税別)
7 t 未満	30,000
7 t 以上10 t 未満	40,000
10 t 以上	別途お見積り